

(6月11日付保健福祉部報道資料(仮訳))

## 現在の社会的距離の確保の段階を維持 (首都圏2、非首都圏1.5段階)

- ・6月末まで1,300万人接種のための安定的流行管理が必要 現行の体系を維持
- ・6月14日から屋外スポーツ競技場は2段階30%まで、1.5段階50%まで入場可能
- ・大衆音楽公演場は座席確保などの公演場ルールを適用し最大4,000人まで公演可能

□新型コロナウイルス感染症-19 中央災難安全対策本部(本部長:キム・ブギョム 国務総理)は今日、クォン・ドクチョル 同本部1次長主宰により政府ソウル庁舎映像会議室で各中央部処、17の広域自治体と共に▲社会的距離の確保の調整方案 ▲自治体コロナ19の現況及び措置事項などを議論した。

### 1. 社会的距離の確保の調整案

□中央災難安全対策本部では保健福祉部中央事故収拾本部(本部長:クォン・ドクチョル 長官)から「社会的距離の確保の調整案」について報告を受け、これについて議論した。

#### <1>社会的距離の確保の調整の主な内容

**□首都圏2段階\*+非首都圏1.5段階を6月14日(月)0時から7月4日(日)24時までの3週間、現行維持する。**

\* 現在第2段階地域(6月11日基準):ソウル、京畿、仁川、大邱、済州

○自治体は感染状況、防疫条件などを考慮し、2段階格上げなど弾力的に強化措置を適用する。

○一方、2段階地域の遊興施設は、首都圏の場合、過去9週間に適用された集合禁止措置を維持(4.9~)し、その他の地方自治体の場合は防疫条件を考慮した自律権\*を付与する。

\* 集合禁止または営業時間の制限可能

- また、自治体別に防疫ルール遵守不十分及び流行増加の危険性がある場合、従事者の先制検査及び集中点検を積極的に推進する。

**○全国5人以上の私的集まり禁止措置はそのまま維持する。**

□7月から予定された新たな距離の確保への円滑な転換と休暇シーズンなどを考慮し、コンサート、スポーツ競技場等に対する改編案を6月14日から段階的に適用する。

○スポーツ競技場の場合、屋外に限って改編案の中間水準に観衆入場を拡大する。

- これにより、第2段階地域では観客の入場が10%から30%まで拡大（改編案50%）され、第1.5段階地域では観客の入場は30%から50%まで拡大（改編案70%）される。

- これは基本的な防疫ルールを徹底的に遵守することを前提とし、自治体の状況によって入場人数の調整及び防疫ルールの強化が可能である。

〈スポーツ競技場観覧時の防疫規則〉

⇒マスクの常時着用、飲食摂取禁止、指定座席以外の移動禁止、同行者間の座席を空ける、肉声応援禁止など基本防疫ルールの遵守徹底

○大衆音楽公演も公演場ルールで防疫措置を一本化し、100人未満のイベント制限適用の対象から除外される。

\*クラシック・ミュージカルは公演場ルール（立席禁止、指定席観覧、座席を空ける、歓声禁止など）が適用、コンサートは集会・イベントルール（99人制限及び公演場のルール）が適用され、公平性の問題を持続的に提起

- ただし、体系改編前までは▲最大4,000人として入場人数を制限し、▲臨時座席を設置する場合、1メートル以上の距離の確保（スタンディング、歓声禁止）、▲公演中は常時撮影を通じて防疫ルールを遵守しているかどうかについてモニタリングを義務化する措置が適用される。

- また、公演場では基本的防疫ルールを徹底的に遵守しなければならず、文化体育観光部で防疫管理点検を実施する計画である。

〈大衆音楽などの公演場の防疫ルール〉

⇒マスクの常時着用、飲食摂取禁止、指定座席以外のスタンディング・移動禁止、一行間座席を空ける、つばが飛び散る行為（起立・歓声・掛け声・合唱）禁止、防疫ルールを遵守しない観覧客の退場措置など、公演場の基本ルールの遵守を徹底

○現在、全羅南道、慶尚南道（10郡）、慶尚北道（16市郡）で施行中の社会的距離の確保の改編（案）の試験適用も延長し、江原道（15市郡）でも追加で適用する予定である。

〈社会的距離の確保の主な措置内容〉

区分	2段階	1.5段階
5人の私的な集まり禁止 *例外：①直径家族・両家の顔合わせ・乳幼児（8人）、 ②施設管理者がいるスポーツ営業施設及び1歳の誕生日祝い専門店	全国施行	全国施行
映画館、ネットカフェ、ゲームセンター、塾、 読書室、遊園地、理・美容業、大型マート	運営時間制限なし	運営時間制限なし

食堂・カフェ（飲食禁止）、屋内体育施設、カラオケ、訪問販売等のための直接販売広報館、パーティールーム、屋内スタンディング公演場	運営時間限定 (22時)	運営時間制限なし *訪問販売等のための直接販売広報館 (22時)
遊興施設6種 (風俗店・団欒酒店・キャバクラ、コーラテック(ダンスホール含む)、ナンパ居酒屋、ホールダムパブ及びホールダムゲーム場)	集合禁止 (首都圏)	運営時間制限なし
イベント制限人員	100人未満	防疫ルールに準拠して実施 *500人超過時 自治体に届出・協議
宗教活動	正規礼拝等 20%以内 *集まり・食事・ 宿泊禁止	正規礼拝等 30%以内 *集まり・食事・ 宿泊禁止

## ＜2＞決定の背景

(略)

□現在 500 名台半ば・後半の流行が続いており、6月末までに 1,300 万人の予防接種のための安定的な流行管理など、現在の管理水準を維持する必要がある。  
○ただし、7月から新たな距離体系への転換、休暇シーズンの到来などを考慮すると、危険度の低い文化活動の防疫措置などを段階的に緩和する必要がある。  
○したがって、現体系を維持し、安定的な防疫状況を管理するものの、急激な拡散が発生した場合には、距離の確保の上方修正、防疫措置の強化などを推進する。

\* 週間 1 日平均 800 人台で流行増加時には、運営時間の制限を強化 (22 時⇒21 時)、2.5 段階の格上げなど防疫措置を強化

- 距離の確保体系再編のための試験的な適用\* (全南、慶北・慶南の一部) を維持するが、スポーツ・公演等の文化活動について段階的に緩和を推進し、7月の体系再編を準備する。

\* 全羅南道 (5.3～)、慶尚北道 16 市郡 (4.26～)、慶尚南道 10 郡 (6.7～) 等、試験的に適用中

- 生活防疫委員会、自治体、部処等の意見を収集した結果、大部分が類似の意見だった。

## ＜3＞距離の確保段階別の防疫措置の詳細内容

□第2段階地域の映画館、ネットカフェ、ゲームセンター、学習塾、読書室、遊園地、理・美容業、大型マート等の不特定多数が利用する施設は別途の運営時間制限はない。

○ただし、食堂・カフェの場合、22時までのみ店内で飲食\*が可能で、22時以降はテイクアウト・デリバリーのみ可能である。

\*2人以上の利用者がコーヒー・飲料・簡単なデザート類のみを注文した場合には、店舗に滞在する時間を1時間以内に制限することを強力に勧告

○また、屋内体育施設、カラオケ、訪問販売等のための直接販売広報館、パーティールーム、屋内スタンディング公演場は22時まで運営可能である。

○首都圏の遊興酒場、団欒酒場、感性酒場、コーラテック（ダンスホールを含む）、ハンティング屋台、ホールダムパブ及びホールダムゲーム場は集合が禁止され、その他の自治体の場合、自主的な努力状況によって運営時間を制限（22時）して運営が可能である。

○映画館・公演場・大衆音楽公演の場合、第2段階では座席を1席空ける又は、同伴者以外は座席を1席空けるように運営できる。屋外スポーツ観戦の場合、定員の30%まで入場・観覧が可能である。

○距離の確保第2段階では100人以上が集まる集まり・行事が禁止され、銭湯業はサウナ・チムジルバン施設の運営は可能だが、営業時間は22時までと制限される。

□1.5段階地域の食堂・カフェ\*、屋内体育施設、カラオケ、パーティールーム、屋内スタンディング公演場等の不特定多数が利用する施設は、防疫ルール遵守の下、別途の運営時間制限はない。ただし、訪問販売などのための直接販売広報館は、22時以降は運営が中断される。

\*2人以上の利用者がコーヒー・飲料・簡単なデザート類のみを注文した場合には、店舗に滞在する時間を1時間以内に制限することを強力に勧告

○遊興酒場、団欒酒場、感性酒場、コーラテック（ダンスホールを含む）、ハンティング屋台、ホールダムパブ及びホールダムゲーム場は基本防疫ルールを遵守することを前提に運営しており、別途の運営時間制限はない。

○映画館・公演場・大衆音楽公演の場合、1.5段階では同伴者以外の座席を1席空けるようにして運営が可能である。屋外スポーツ観戦の場合、定員の50%までの入場・観覧が可能である。

○500人以上の集まり・イベントを開催する場合、マスク着用等の核心防疫ルールを必ず遵守しなければならず、独自の防疫管理計画を樹立して管轄自治体に申告・協議しなければならない。

（後略）

（了）

#### 【原文URL】

[http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=366065&contSeq=366065&board\\_id=&gubun=ALL](http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=366065&contSeq=366065&board_id=&gubun=ALL)